年　月	年　月	年　月	年　月	年　月
kg	kg	kg	kg	kg

年　月	年　月	年　月	合　計	ＧＷＰ換算合計
kg	kg	kg	kg	kg

6　５に報告した特定物質代替物質の破壊を行った設備の機能及び構造

7　国内出荷単価の実績

種　類	年　月	年　月	年　月	年　月
	円	円	円	円

年　月	年　月	年　月	年　月	年　月
円	円	円	円	円

年　月	年　月	年　月	平　均
円	円	円	円

㈱　各月の国内出荷単価の平均を記載すること。

備考

1　特定物質等の種類ごとに作成すること。

2　小数点第一位を四捨五入して記載すること。

3　２については、仕向地の国別又は地域別に記載すること。

4　４については、許可製造業者にあつては附属書ＣのグループⅠに属する特定物質又は附属書Ｆに掲げる特定物質代替物質の製造の際に、附属書ＦのグループⅡに属する特定物質代替物質が発生した数量の実績を記入すること。また、確認製造業者にあつては同様に発生した数量の実績がある場合には、発生した数量の実績を記入すること。なお、記入の際には施設ごとの内訳を記載すること。

5　５については、許可製造業者にあつては４に記載した数量のうち破壊した数量の実績を記入すること。また、確認製造業者にあつては４に記載した数量のうち破壊した数量の実績がある場合には、破壊した数量の実績を記入すること。なお、記入の際には施設ごとの内訳を記載すること。

6　７について、特定物質等を含む混合物である場合は、その混合物ごとに記入すること。

7　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

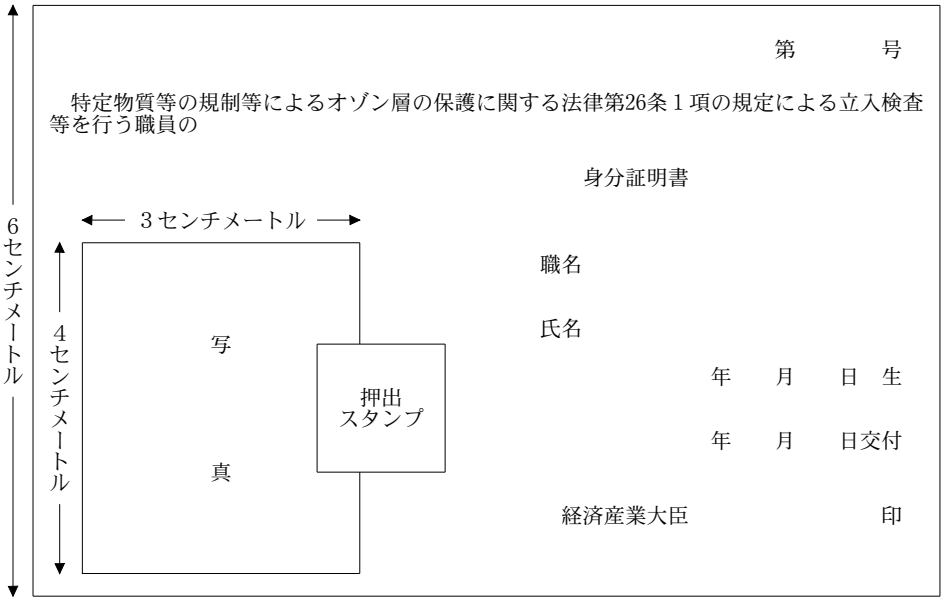
8　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

9　法人番号の指定を受けた者は、13桁の法人番号を記載すること。

様式第十九を次のように改める。

様式第19（第15条関係）

（表面）



（裏面）

特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律抜粋

第26条　経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、許可製造者又は確認製造者の事務所、工場その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は検査のために必要な最小限度の分量に限り特定物質等を無償で収去させることができる。

2　前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3　第１項の規定による立入検査、質問及び収去の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第31条　次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

四　第26条第１項の規定による検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第32条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本状の罰金刑を科する。